



2022年5月20日

各位

会社名 株式会社ZOA
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊井 一史
(コード番号：3375 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 安井 明宏
(TEL. 055-922-1975)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定に関する議案を2022年6月24日開催予定の第40回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2018年6月22日開催の第36回定時株主総会において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限付期間については、15年間としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において本割当契約により割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間に改定することといたしました。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内から年50,000株以内に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額である年額200百万円の範囲内での支給から報酬額の範囲内にて年額50百万円以内に改訂する旨を付議いたします。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象となる取締役が退任又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、本制度にかかる譲渡制限期間や報酬枠を改定することから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年5月9日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の改正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上